



臓器移植法と4つの権利

臓器移植法

臓器移植法とは、「臓器の移植に関する法律」の通称です。

この法律では、臓器移植についての基本的理念が定められているとともに、移植のために死後に臓器を摘出することや、臓器売買などを禁止することなどを規定しています。

基本的理念（臓器移植法第二条）より

- ①本人の臓器提供に関する意思は尊重されること
- ②臓器提供は任意であること
- ③臓器移植は適切に行われること
- ④移植を受ける機会は公平であること

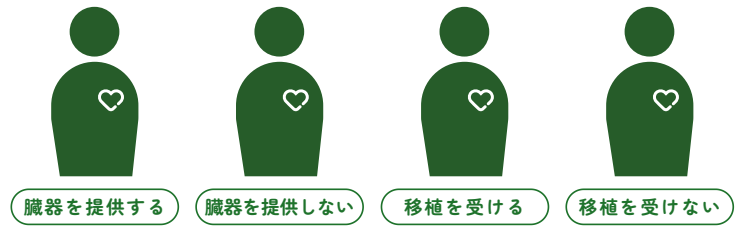
つまり、臓器提供は自らの意思が尊重され、任意に行われるもので、提供された臓器は移植を待つ患者に公平・公正・適切に配分・移植されることが求められています。

国民の持つ4つの権利

臓器移植は、善意による臓器の提供により成り立つ社会性の高い医療です。

一人ひとりが、自分の死後に臓器を「提供する」「提供しない」、あるいは移植が必要なほど重い臓器の機能不全となったときに移植を「受ける」「受けない」、これら4つの権利を持ち、どの考え方も自由に選択でき等しく尊重されるべきものです。

「提供したくない」「移植を受けたくない」という人の気持ちは尊重された上で、臓器を「提供したい」という人から「移植を受けたい」という人への公平・公正な橋渡しが行われることが重要です。



社会で支える移植医療

臓器移植とは

人のからだは、日常生活の中で機能が低下することや、事故や病気によって機能を失うことがあります。

臓器が一旦その機能を失うと薬剤や機械で代替することはたいへん難しくなります。

臓器移植とは、病気や事故によって臓器の機能が低下し、移植でしか治らない人に、他の人の臓器を移植することで、健康を回復する医療です。善意による臓器の提供、そして、広く社会の理解と支援があって成り立ちます。

支える人たち

死後に臓器を提供する方（ドナー）と臓器移植を希望する人（レシピエント）、その両者の大切な“いのち”をつなげることがJOTの大きな役割のひとつです。しかし、移植医療の実際は、実に多くの人たちによって支えられています。

JOTは、常に最適な移植医療が行われるように、臓器提供が行われる施設、各都道府県の自治体や腎・臓器バンク、移植検査施設、各臓器の移植施設などと連携しています。また、臓器提供が行われるときには、行政、空港、警察など、多くの関係機関と協力し、臓器提供や搬送が円滑に行われるように調整します。

このように、移植医療は善意による臓器提供と多くの機関や人々の協力が無ければ成り立たない、社会全体で支えるチーム医療といえます。

